（座席ベルト等）

第108条　（略）

２～11　（略）

12　運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の３第５項の告示で定める基準は、同項の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ同表の下欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

一　当該座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置

二　当該座席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置

三　（略）

13　保安基準第22条の３第５項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一　補助座席に備える座席ベルト

二　協定規則第16号（同規則第７改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三　キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト

四　高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト

五　保安基準第22条第３項第１号から第３号まで及び第６号に掲げる座席（同項第２号に掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）、幼児用座席並びに座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

（通路）

第111条　（略）

２～４　（略）

５　第１項の規定の適用については、座席の前縁から少なくとも250㎜の床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

（窓ガラス）

第117条　（略）

２・３　（略）

４　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ～ハ　（略）

三～九　（略）

５～８　（略）

（座席ベルト等）

第108条　（略）

２～11　（略）

12　運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の３第５項の告示で定める基準は、第１項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

一　運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置

二　運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置。ただし、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。）に備える装置であって電源投入後８秒以内の間に停止するものにあってはこの限りでない

三　（略）

（新設）

（通路）

第111条　（略）

２～４　（略）

５　第１項の規定の適用については、座席の前縁から250㎜の床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

（窓ガラス）

第117条　（略）

２・３　（略）

４　窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ～ハ　（略）

三～九　（略）

５～８　（略）